

平成24年度 林野庁税制改正 予定事項

新設要望項目

相続税、環境関連税制、山林所得に係る森林計画特別控除、所得税、法人税、固定資産税

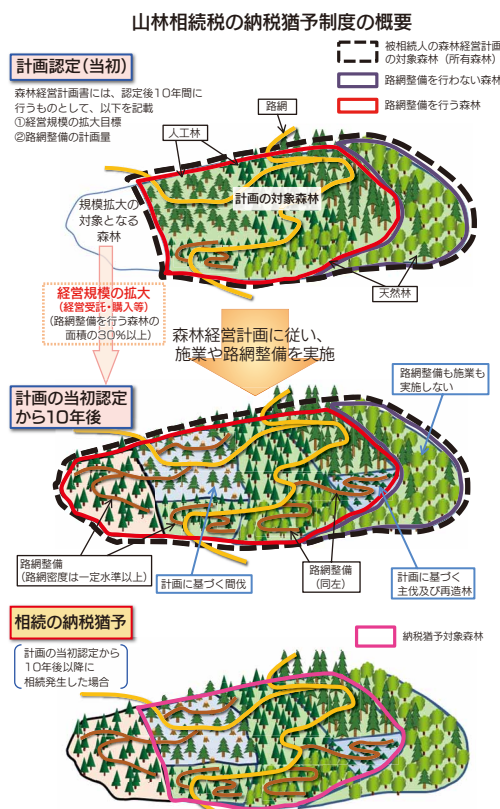
延長要望項目

軽油引取税、所得税、法人税

新設要望項目

相続税

○林業経営の継続を確保するための納税猶予制度を創設します。
(森林経営計画に従って施業及び路網整備を行う山林に係る課



※立木については、納税猶予対象森林の立木のうち、相続人が相続後の一定期間は伐採できないもの(相続人の相続時の平均余命年数のうちに市町村森林整備計画に定める主伐可能林齢に達しないもの)に限って猶予対象となる。
※計画の当初認定から10年以内に相続発生した場合、経営規模拡大や路網整備が完了していなくても納税猶予となる。

税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予)

【検討事項】

山林に係る相続税・贈与税については、新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行います。

環境関連税制

○再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保については、現行の石油石炭税にCO₂排出量にに応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けます。その際、農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設けます。また、税制改正大綱の「環境

関連税制」に「森林吸収源対策」として、「温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。」と整理。

山林所得に係る森林計画特別控除

○山林所得に係る森林計画特別控除(20%)の森林経営計画の適用については、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長。
(1)森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。

(2)山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10%(現行…一律20%)に引き下げます。
(注)改正前の森林法に規定する森林施業計画の認定を受けた者についての所要の経過措置を講じます。

所得税、法人税、相続税等

「森林施業計画」の名称を「森林経営計画」に改める森林法の一部改正に伴う所要の措置については、森林施業計画から森林経営計画への

変更に伴う所要の措置を講じます。

固定資産税

○再生可能エネルギー発電施設(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を新たに導入した場合の固定資産税の課税標準を最初の3年間1/3控除とする措置を2年間講じます。

延長要望項目

軽油引取税

○農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例(1KL当たり32,100円免除)については、適用期限を3年延長。

【検討事項】

軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討します。

所得税、法人税

○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額の特別控除(7%)については、適用期限を2年延長。